

第4目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

1 豊かな人間性と生きる力の育成

現状と課題

創造性や社会性、自立意識に欠ける子どもが増えていると言われるほか、子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加、さらには朝食の欠食や間食が多いなどの指摘がなされています。

このため、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する力や命を大切にできる心、他人を思いやる心、感動する心等の「豊かな人間性」、正しい食生活のもと、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育んでいくことが必要です。

具体的な施策

(1) 地域資源を活用した体験学習機会の増加

- 公民館等の社会教育関係諸団体が行う青少年を対象とした体験活動を支援します。
- 児童、PTAを対象に、地域における食文化や農産物に関する知識を高め、食と農に対する理解を深めます。

(2) 社会性等の育成

- 青少年健全育成活動を、県民総ぐるみ運動として展開します。
- 高校生の社会性や勤労観・職業観の育成に努めます。
- すべての県立高校等において、伝統文化の継承活動や保育・介護等の体験活動など、地域との交流を通して助け合い・支え合いによって地域を支える人材を育成します。
- 地域の人材や多様な社会人の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の実践を行い、県内道徳教育の充実に努めます。
- 県立高校等を対象として、地球温暖化防止の取組みを推進し、環境教育の充実に努めます。

(3) 優れた芸術文化を感じる機会の提供

- 子どもを対象とした芸術文化に参加・鑑賞する機会の確保に努めます。
- 小・中学生に対する総合科学博物館、歴史文化博物館及び県美術館の常設展観覧料無料制度の維持に努めます。

(4) 子どもの体力の増進

- 教育課程説明会や教員研修会等を通じ、体育担当教員の資質向上や指導力強化を図ります。
- 地域の優れたスポーツ指導者を公立学校に派遣し、運動部活動の活性化を図ります。
- えひめ広域スポーツセンターを拠点として総合型地域スポーツクラブの設置を促進します。

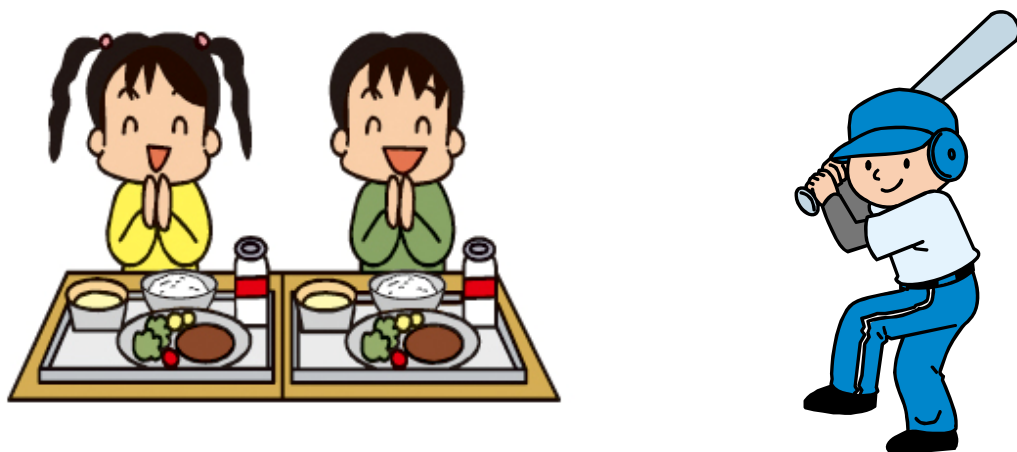
(5) 子どもの健康の保持

- 養護教員研修等を実施し、健康教育指導者の資質向上を図ります。
- モデル校を対象に、週1回のフッ素洗口及び歯科保健指導を実施します。

(6) 食育の推進

- 保健所、市町及び民間ボランティア等が連携し、ライフステージに応じた子どもの食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実を図ります。
- 各地方局において、それぞれの地域特性を踏まえながら、食品関連事業者等と協働した「食育応援隊」を結成するなど、地産地消とも連携した食育の推進を図ります。

目標指標	基準値	目標値	担当
3.2 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生対象数）	13回/年 (H20)	26回/年 (H24)	農産園芸課
3.3 インターシップを体験したことのある高校3年生の割合	43.7% (H20)	45.0% (H26)	高校教育課
3.4 乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者数（高校生）	50,000人 (H20)	51,000人 (H26)	高校教育課
3.5 子どもを対象とした芸術文化事業への参加者数	18,955人 (H20)	増加 (H26)	文化振興課
3.6 運動部活動へ地域の指導者を派遣した学校数	90校 (H21.11現在)	派遣を必要とする全学校 (H26)	保健スポーツ課
3.7 総合型地域スポーツクラブの設置数	33クラブ (H21年度末)	愛媛県スポーツ振興計画 (22年度策定)の中で設定	保健スポーツ課
3.8 朝食を欠食する県民の割合（小・中・高校生）	17.4% (H16)	0% (H24)	健康増進課



2 魅力ある学校づくり

現状と課題

学校は、心身の発達に応じた適切な教育を実施する場所であり、そこに通う子どもたちが、いきいきと活動するための魅力のある環境整備が不可欠です。

このため、安全な環境の下で、地域や保護者、子どもたちに愛され、信頼される学校であること、また、教職員には、知識・技能はもとより、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、児童・生徒の多様な特性や長所を最大限に伸ばす指導力が求められます。

具体的な施策

(1) 学校と家庭や地域との連携・交流の促進

- 地域住民が学校運営に参画するために制度化された学校評議員制度の周知に努めます。
- 全県立学校に設置した学校評議員の意見が今まで以上に反映されるシステムを研究します。
- 小中学校についても、学校評議員の設置を促進するなど、開かれた学校づくりを進めます。
- 学校教職員の子育て関連活動への参加を促進します。
- 県立学校において、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の実施及び公表を行い、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。
- 地域住民等と連携し、放課後子ども教室の取組みや学校支援ボランティア活動の推進を図ります。

(2) 教員の資質・能力の向上

- 児童生徒にとって楽しく分かる授業を目指して、「授業評価システムガイドライン」を活用した授業改善を進め、教員全体の実践的指導力の向上を図ります。
- 教員の資質・能力向上のための様々な専門研修を実施します。

(3) 安全で豊かな学校環境の提供

- 県立学校校舎の改築や耐震診断、耐震補強を含めた大規模改修工事を実施するとともに、小中学校等校舎についても、耐震診断や計画的な耐震補強等の実施を促進します。
- 養護教諭による児童生徒の心身の健康相談活動や健康教育の充実を図ります。
- 危機管理意識の徹底、薬物乱用防止教育、性教育の進め方等を研修する総合危機管理等研修会を開催します。
- 各学校の危機管理マニュアルをもとに、保護者、地域、関係機関との連携を積極的に図ります。
- 教員対象の防犯教室指導者講習会を実施し、教員等の危機管理意識の高揚と児童生徒の安全確保に努めます。

(4) 就学機会の確保

- 経済的な理由により高等学校の就学機会が妨げられることのないよう、県立高等学校の授業料を実質無償化するとともに、奨学金制度の推進に努めます。
- 私立高校生等については、高等学校等就学支援金により助成するほか、低所得者世帯に対しては、授業料減免事業により支援します。

目標指標	基準値	目標値	担当
39 県立学校への学校評議員の設置率	100% (H21)	100% (H26)	高校教育課
40 公立小中学校における学校評議員 (類似制度含む)の設置率	約92% (H21)	向上 (H26)	義務教育課
41 学校の耐震化率(県立学校施設)	47.5% (H21)	75.7% (H26)	高校教育課
42 学校の耐震化率(市町立小中学校)	58.5% (H21)	向上 (H26)	義務教育課

【愛媛県奨学資金の概要】

(1) 奨学生の要件

○次の学校に在学していること。

- ・高等学校(専攻科、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)
- ・高等専門学校
- ・専修学校の高等課程(修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。)

○保護者又は保護者であったものが愛媛県内に居住していること。

○以下の奨学金等類似の資金の給付又は貸与を受けていないこと。

- ・愛媛県母子・寡婦福祉資金(修学資金)
- ・愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
- ・特別支援学校就学奨励費Ⅰ段階Ⅱ段階支給者
- ・日本学生支援機構が行う奨学金制度

○保護者又は保護者であったものが、奨学金の趣旨を理解し、将来の奨学金返還の義務について、保護者の立場から理解していること。

(2) 奨学生の採用方法

採用区分	予約採用	在学採用	緊急採用
対象者	翌年4月に高等学校等への進学を希望している者	高等学校等に在学中の者	高等学校等に在学中の者で、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた者
募集時期	毎年11月上旬	毎年6月上旬	随時

(3) 奨学生の選考基準

○応募者の父・母又はこれに代わって家計を支えている者のうち所得金額の最も多い者一人の所得年額が、世帯人員ごとに定めた基準額以下であること。

○勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあること。

(4) 奨学金の貸与限度額

区分	貸 与 月 額						
国公立自宅	5,000円	10,000円	15,000円	18,000円	—	—	—
国公立自宅	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	23,000円	—	—
私立自宅	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	—
私立自宅外	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000

(5) 奨学金の返還

15年以内の年賦で1回目は卒業した年の12月(学校種別、修業年限により異なる)。進学等により奨学生本人が大学又は同程度の学校に在学中は、申請により返還を猶予。

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

現状と課題

テレビや雑誌、インターネットなど、様々なメディアから、性、飲酒・喫煙や薬物、暴力、不良行為、非行行為等の有害情報が氾濫しており、少年犯罪の凶悪化も深刻化しています。

このため、こうした有害環境の浄化のほか、子どもたちの悩み相談等に応じ、子どもの問題行動等を未然に防止するとともに、問題行動等に至った場合は、適切に立ち直りの支援を行っていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 有害情報の浄化

- 青少年保護条例等に基づき、有害情報からの青少年の保護を図ります。
- 有害図書類等の指定を行うとともに、販売店等の立入調査を実施し、青少年への販売等の防止を図ります。
- 青少年が利用するパソコン端末設置者にフィルタリングソフトを導入するよう働き掛けるほか、保護者や教職員青少年健全育成関係者等を対象とした対策講座や啓発活動を行う等インターネット上の有害情報から青少年を保護します。

(2) 非行防止

- 全ての県立高校等で非行防止教室を開催します。
- 児童相談所における相談支援体制、児童家庭支援センターにおける連絡会の充実を支援します。
- 少年補導センターの運営を支援するとともに、少年補導委員の資質向上のための研修を実施します。

(3) 思春期特有の身体的・精神的な悩み等の解消

- 幼児期から思春期の子どもたちを対象に、発達段階に応じた性教育を実施し、命や性、性感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。
- 心と体の健康センターにおいて、不登校、引きこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。
- 保健所において、思春期の身体的・精神的な悩みの相談を実施します。

(4) 身近な場所での相談環境の整備

- スクールカウンセラーなどの相談員を学校に配置し、児童生徒が心にゆとりを持つことのできる環境を整備します。
- 「いじめ相談ダイヤル24」により、子どもや保護者からのいじめ問題等の相談に、カウンセリング経験豊かな相談員が24時間いつでも対応します。
- 南予地域に設置されている児童家庭支援センターの、東予地域、中予地域への設置を支援します。
- 児童相談所に児童福祉司、心理判定員等を配置して、相談援助活動を展開します。

(5) 問題行動への適切な対処

- 小・中・高校生の重大な問題行動に対して「学校トラブルサポートチーム」を派遣し、学校による早期解決を支援します。
- 児童相談所、児童家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援活動の充実に努めます。
- PTA、県警察本部、県教育委員会からなる「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催し、情報の共有化を図るとともに、警察との連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を運用するなど、ネットワークづくりを推進します。

目標指標	基準値	目標値	担当
4-3 県立高校等での非行防止教室の開催率	100% (H21)	100% (H26)	高校教育課
4-4 不登校児童数（小学校）	142人 (H20)	減少 (H26)	義務教育課
4-5 不登校生徒数（中学校）	990人 (H20)	減少 (H26)	義務教育課
4-6 不登校生徒数（県立高校等）	326人 (H20)	減少 (H26)	高校教育課
4-7 児童家庭支援センターの設置数	1か所 (H21)	東・中・南予に各1か所 (H26)	子育て支援課

【県内の児童相談所】

児童相談所は県内に3ヶ所あります。お住まいの市町を担当する児童相談所をご利用ください。

児童相談所	所在地	市町	連絡先
中央 児童相談所	〒790-0811 松山市本町7丁目2 愛媛県総合保健福祉センター内	松山市、今治市、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町	TEL (089) 922-5040 FAX (089) 923-9234
東予 児童相談所	〒792-0825 新居浜市星原町 14-38	新居浜市、西条市、四国中央市	TEL (0897) 43-3000 FAX (0897) 43-3004
南予 児童相談所	〒798-0060 宇和島市丸之内3丁目 1-19	宇和島市、西予市、松野町、鬼北町、愛南町	TEL (0895) 22-1245 FAX (0895) 22-2020